

# 一般社団法人 気仙沼市住みよさ創造機構 会員規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人気仙沼市住みよさ創造機構(以下「当法人」という)の定款の定めによる会員および会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、当法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めたものである。

### (本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

## 第2章 会員資格

### (会員種別)

第3条 当法人の会員は、次の通りとする。但し、本条第1号に定める運営会員に限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 運営会員 設立時の発起人、設立後は当法人の運営振興に必要と理事会が判断し承認した各種法人・非営利団体・協同組合・同連合会等の事業者または個人および教養専門職者として資質及び見識を有する個人とし、主に当法人の運営にあたる。
- (2) 会員 当法人の目的に賛同し、会員として入会を希望した法人、個人およびその他の団体で、理事会において承認された者とし、更にその内容から以下の2種類とする。
  - ①A 会員 上場企業および相当する団体、研究機関等、B会員に該当しない会員
  - ②B 会員 個人、学校法人、NPO、自治会および本社を気仙沼に置く企業ほか

### (入会申込等)

第4条 当法人に入会しようとする法人・団体(以下申込者という)は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、法人の場合は申込者の関連参考資料(会社案内または経歴書)とともに理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の申し込みがあったときは、理事会において、第5条の定めに従い入会の承認・不承認を決定し、これを申込者に対して通知する。

### (会員資格基準)

第5条 当法人の会員になろうとする者から第4条の申し込みがあったときは、当法人は、以下の

何れかの項目に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していない
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがある
- (3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、または、その恐れがあると当法人で決議したとき
- (5) その他当法人が不適切と判断したとき

#### (会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。

- 2 年会費の対象期間は、継続している会員は当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認した日から当法人の事業年度末日までとする。
- 3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。
- 4 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとする。入会日付は、当法人が入会を承認した日付する。
  - (1) 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の全額とする。
  - (2) 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の2分の1とする。
- 5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

#### (会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

- 2 会員が、会員資格有効期間を1箇年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、6月末日(総会后1ヶ月)までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

#### (変更の届出)

第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

- 2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

#### (退会および会員資格の喪失)

第9条 会員が当法人を退会しようとするときは、別途定める退会届書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって退会及び会員資格を喪失する。
- (1) 1年以上会費の支払いを怠った場合
  - (2) 個人が死亡若しくは失踪宣言を受け、または会員たる法人又は団体が消滅した時
  - (3) 破産または成年被後見人若しくは被保佐人になったとき。
  - (4) 第10条等の規定により除名されたとき。
  - (5) 総運営会員の同意を得られたとき。

#### (除名)

- 第10条 運営会員が次の各号の一に該当するときは総会において、総運営会員の半数以上であつて、出席運営会員の3分の2以上の議決により、その運営会員を除名することが出来る。
- (1) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
  - (2) 当法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (3) その他会員として適当で無いと認められるとき。
- 2 前項の規定により運営会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明する機会を与えなければならない。
- 3 会員が第1項各号の一に該当するときは理事会の決議により、当該会員を除名することが出来る。
- 4 除名が決議されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

### 第3章 会員の権利と義務

#### (会員の権利)

- 第11条 会員は次の権利を有する。
- (1) 当法人を通して、気仙沼市に対して当市の住みよさ改善のための具体的仕組みや事業を提案し、理事会の承認を得て、当法人のプロジェクトとして推進する権利。
  - (2) 当法人が発信する情報を平等に取得する権利。
  - (3) 当法人が所有する、事務所機能および備品等の動産不動産を借用利用する権利。
  - (4) その他、当法人の会員としての名称、立場を活用する権利。

#### (会員の義務)

- 第12条 会員は次の義務を負う。
- (1) 当法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
  - (2) 運営会員は、本定款およびその他の規定を遵守し、各種会議、行事に出席する等、法人の目的達成に必要な義務を負う。
  - (3) 会員は、市域の住みよさ改善のための具体的な仕組みや事業を提案し、プロジェクトとして推進することによって当法人の目的達成に寄与する。
  - (4) 運営会員および会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- (5) 当法人の会員同士または会員と当法人が実施する事業を通じて知り合った者と気仙沼市において事業を行う場合、当法人でのプロジェクト化の如何を問わず、当該会員はただちにその旨の報告を事務局に行うこと。
- (6) 会員または会員同士が事業を行なう場合において、当法人を調整・紹介機関とし気仙沼市、地域住民への紹介・調整などの事業調整作業については、当法人に対して事務局経費を支払うものとする。なお事務局経費については、当該事業の事務調整費の30%を基準として、事業ごとに協議し決定する。
- (7) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を理事長に提出すること。

#### (会員情報の取り扱い)

第13条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会員情報」とします。)を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第4条に定める入会審査
  - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
  - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
  - (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
  - (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
  - (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

### 第4章 禁止事項および損害賠償と免責

#### (禁止事項)

第14条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
  - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外(公開することのない)情報を言う。
  - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
  - (4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
  - (5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとする。

(損害賠償)

第15条 会員は、第13条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

(免責)

第16条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。

(1) 会員が当法人を活用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合

## 第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第17条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

### 施行及び履歴

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

[付表]

年会費一覧表平成26年11月12日施行

会員種別	内 容	入会金	年会費
◆運営会員	組織の運営	10,000 円	10,000 円
◆会員 A	各事業活動に参加する会員 B 以外の法人	50,000 円	100,000 円
◆会員 B	各事業活動に参加する個人、学校法人、NPO、 自治会および気仙沼市に本社を置く法人	10,000 円	20,000 円